

少年法の厳罰化による矛盾とあり方

法律学科 3年 真保怜奈

- 1 はじめに
- 2 少年法とは、少年法の特徴
- 3 少年法の保護・教育主義的要素
- 4 少年法の厳罰主義的要素
- 5 他国の少年法との比較
- 6 おわりに

1 はじめに

少年法は 2000 年の改正以降、最新の改正である 2021 年まで 5 回も改正されており、変化が続いていることがわかる。改正の内容をみると、触法少年への介入の強化や被害者権利の重視、少年審判における当事者主義化、14・15 歳への刑罰適用や 18・19 歳の成人手続きへの接近といった年齢層別の扱いの変化などが挙げられ、これらの改正は厳罰化の動きとみることができる¹。この改正による厳罰化の動きはもともとの少年法の目的や意義と対立している可能性があると感じた。つまり、少年法が少年を教育するための法ではなく処罰するための法に変わっているのではないかということである。

本稿では、この保護と厳罰の対立を法の解釈論の視点から検討する。具体的には、少年法第 1 条や少年法の持つ特徴からわかる保護主義的な理念と改正により厳罰化が大きく表れている第 20 条、65 条を取り上げ、さらに他国の少年法と比較した上で、少年法の今後の課題なども踏まえ私見を述べたい。

2 少年法とは、少年法の特徴

そもそも少年法とはどんな法律なのか。少年法を簡潔に定義すれば、『20 歳未満で刑罰法令に違反した・違反する可能性がある行為を行った子供を「非行少年」として、刑事司法において特別な取扱いをするための手続きを定めた法律²』と言うことができる。しかし、少年法を詳しくみていくと少年法が 1 つの目的を持つ法ではなく、多くの法律と複雑に関連し、多義的な意義を有する法であるとわかる。まず刑法、そして少年法 40 条において刑事事件に関して少年法に規定がない場合に刑事訴訟法が準用されると定められている。他にも少年が送致される機関として少年院や、児童自立支援施設などがあることから、更生保護法、少年院法、少年鑑別所法、児童福祉法、学校教育法、少年審判規則、刑事訴訟規

¹ 守山正、後藤弘子『ビギナーズ少年法第 3 版補訂第 2 版』(成文堂、2023 年) 78 頁参考。

² 同上、7 頁。

則などの法律が少年法には関係している³。また、少年法は子どもの権利を保障するという意味から子ども法、さらに教育法、福祉法、刑事法の4つの意義を持っている⁴。後ろ3つについては次章以降で触れる。少年法の特徴をみたところで、本題である少年法の保護主義の要素と厳罰主義の要素を深掘りしていく。

3 少年法の保護・教育主義的要素

(1) 少年法から読み取れる保護・教育主義的要素

少年法の根幹にあるのは第1条である。第1条は「この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする」と規定している。この規定から、少年法は罪を犯した少年の健全な育成を目的としており、そのために刑罰ではなく保護処分という手段を用意していることがわかる。ここから、少年法第1条はその目的として少年の健全な育成という教育主義の目標を掲げており、非行少年に対して処罰することよりも改善教育を行い、社会の中でより良い成長と発展を少年に期待する処遇原理として教育主義を採っているということが読み取れる⁵。この点において、少年法は教育法の意義を持っていると言えるだろう。また、第1条からも、そして第6条から児童相談所への通告や第24条から保護観察所の観察に付したり児童自立支援施設に送致される場合もあることから国家が教育目的で介入していて、この背景には保護主義があると言うことができる⁶。さらに、少年法第1条や第8、9条から子どもの非行事実だけでなく要保護性に関する調査も行っていることがわかり、これらから少年の行為に対する責任追及だけでなく成長過程や生活環境に着目し、健全な発達を保障するために国家が介入をしているという福祉法の意義を持っていることが言えるだろう。つまりこの点においても、少年ごとの個別の調査で明らかにされた問題点を無くし少年が健全に成長できるように保護していることが読み取れる。

(2) 保護・教育主義を採っている理由

³廣瀬 健二「少年法の現状と課題—令和3年改正を中心に」〈https://prj-wipss.w.waseda.jp/ShakaiAnzenSeisakuKenkyujoKiyo_15_hirose.pdf〉(2025年12月28日閲覧)4頁参照。

⁴守山正、後藤弘子『ビギナーズ少年法第3版補訂第2版』(成文堂、2023年)2~6頁参照。

⁵木村裕三「わが国の少年法の理念」〈https://law.meijo-u.ac.jp/staff/contents/65-1_2/6501_0209_kimura.pdf〉(2025年12月31日閲覧)

⁶守山正、後藤弘子『ビギナーズ少年法第3版補訂第2版』(成文堂、2023年)12頁参照。

少年法は、少年に対する特別な取り扱いを保護・教育主義に基づいて行っていることがわかったが、どうして少年法は保護・教育主義が背景にあるのか。その理由は 3 つ挙げられると考える。1 つ目は教育的な処遇の有効性だ。少年は、発達途上で人格が固まっている成人よりも可塑性・教育可能性が高いため、刑罰・制裁よりも教育的な処遇の方が有効である上、犯罪学の発展によって単なる制裁・懲罰よりも刑罰に教育・保護的な修正を加える方が有効であることが明らかにされているのである⁷。2 つ目は責任の低減だ。少年は成人よりも精神的な成熟度が低いため善悪の判断力が不十分で、犯罪への誘惑・勧誘に対する抵抗力等も弱く周囲の悪影響も受けやすいため悪い大人等の影響が大きい分、環境的な負因から逃れ犯罪を避けることも成人よりも難しいので、本人への帰責性・犯罪に対する非難の程度は減少する⁸。3 つ目は少年への社会の寛容だ。社会的な未熟性に対して社会の寛容がある程度期待できるため、同じ犯罪や問題行動でも、成人と少年ではその非難の程度が異なるのである⁹。一時的な非行に対して適切な援助の手を差し伸べれば、成長する過程で非行性を克服し犯罪を犯すことなく人生を送れるような者も多いので、少年は成人に比べて可塑性が高いのである¹⁰。この可塑性を少年が持っていることが根拠となっている。以上の 3 つの理由から少年法は保護・教育的な内容が含まれている特則となっている。

4 少年法の厳罰主義的要素

(1) 刑事法としての意義

前章では、少年法が教育法、福祉法の意義を持つことに焦点を当てたが、ここでは少年法の刑事法としての意義も持ち合わせていることに触れる。まず、少年法第 3 条は、この法律の対象を「罪を犯した少年」や「14 歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年」などと規定している。この規定から、少年法の手続きが開始される発端は、刑法上の犯罪行為やそれに準ずる行為の存在にあることが読み取れる。また、少年法第 40 条は、少年の刑事事件について、少年法に特別の規定がない限り「刑事訴訟法の規定を準用する」と定めている。このように、少年法は第 3 条で刑事法上の行為を対象とし、第 40 条で刑事的な手続きを行うことで、刑事法としての基盤を備えていると言える。

⁷ 廣瀬 健二「少年法の現状と課題—令和 3 年改正を中心に」〈https://prj-wipss.waseda.jp/ShakaiAnzenSeisakuKenkyujoKiyo_15_hirose.pdf〉(2026 年 1 月 2 日閲覧)5 頁参照。

⁸ 同上、5 頁参照。

⁹ 同上、5 頁参照。

¹⁰ 本庄武「少年法は厳罰主義を採用したと解すべきか」

〈<C:\Users\re8in\Downloads\ronso1330400950.pdf>〉(2026 年 1 月 3 日閲覧)439 頁参照。

(2) 第 20 条、65 条の改正と厳罰の傾向

少年法は現在までの改正で厳罰傾向にあるとみることができるが、その側面が最も顕著に現れているのが少年法第 20 条と第 65 条だと考える。

まず 2000 年に行われた少年法第 20 条の改正である。第 20 条 1 項は刑事処分が可能な年齢は終局決定時 16 歳以上で 16 歳未満の者の検察官送致は許されなかったが、改正後 14・15 歳の少年の送致も可能となり、但書の「但し、送致のとき十六歳に満たない少年の事件については、これを検察官に送致することはできない」という文言が削除された¹¹。つまり、刑事処分が可能な年齢が引き下げられたのである。第 20 条 2 項は前項の規定にかかわらず、犯行時に 16 歳以上の少年が故意によって被害者を死亡させた場合には検察官に送致しなければいけなくなった。これにより、少年の年齢や犯した罪の重大性に応じて、教育よりも刑事責任を優先する姿勢が表れている。

次に 2021 年に行われた少年法第 65 条の改正である。第 65 条 1 項は第 3 条 1 項 3 号に記載がある、将来犯罪や刑罰法令に触れる行為をするという虞犯性がある少年についての保護処分は行わないことになった。本来、少年法は虞犯性がある段階で国家が介入し、保護処分によって非行を未然に防ぐ福祉法的側面を有していたが、改正により、18、19 歳の特定少年については罪を犯した事実がなければ少年法の適用対象とはならなくなった。この 2021 年の改正では、他にも保護処分に関する特例はあるが、この第 65 条 1 項が最も厳罰の傾向が表れていると考える。

(3) 厳罰傾向の理由と保護主義との矛盾

改正によって厳罰化が強まっている背景にはどんな理由があるのか。

1 つ目は少年事件の凶悪化である。2000 年の少年法改正を実現させる契機を直接後押ししたのは、1997 年に起きた神戸連続児童殺傷事件であり、この事件以前にも 1989 年の女子高校生監禁殺人事件と言った少年による事件が多数発生し、少年審判に対する事実認定のあり方をめぐる議論から処分のあり方への対応が課題とされるようになったのである¹²。

この点と連動して 2 つ目の理由である被害者感情がある。少年による凶悪事件が発生する度に保護主義の対象から外すべきとする厳罰化の意見が多く出る上、非行少年自身が被害者だという視点も存在するが、犯罪被害者にとっては少年の動機や背景がどんなものであったとしても受けた被害は変わらないのだ¹³。

3 つ目は、年齢区分の変更である。2007 年国民投票法の改正、2015 年公職選挙法改正、

¹¹ 守山正、後藤弘子『ビギナーズ少年法第 3 版補訂第 2 版』(成文堂、2023 年) 53 頁参照。

¹² 守山正、後藤弘子『ビギナーズ少年法第 3 版補訂第 2 版』(成文堂、2023 年) 51 頁参照。

¹³ 同上、72、81 頁参照。

2018 年民法改正による 18 歳以上が成年と変更されたのである。その結果、少年法上では 20 歳に満たない者を少年とする概念が維持され、民法では成人とされる 18、19 歳は少年に留まつたものの、多くの特例が設けられた上、弁護士や非行少年を扱う実務家などから 18、19 歳の年齢でも少年院などの処遇で更生しうる可能性が高いとの意見が強調されたため、特定少年の概念が生まれたのである¹⁴。これを根拠に、特定少年に対しての厳罰傾向が進んだのである。

しかし、これらの理由で厳罰傾向が進んだ結果、本来保護主義を採用している少年法に矛盾が生じてしまっているのではないか。実際、本庄(2005)は「もともと少年法は保護主義の立場を採用しており、そのために相応しい手段として保護処分を用意していたはずなのに、敢えてそれを用いず、少年が非行を克服して立ち直っていくための手段として構想されたのではない刑罰という制裁を科していくことが、少年の成長発達を妨げてしまうのではないか」ということである。これは少年法 1 条に反する事態である。¹⁵」と述べている。このように、近年の法改正は少年事件の凶悪化への対応や被害者感情といった社会的な要請に応える一方で、少年法の本来の目的である教育による改善という根拠を搖るがしている。保護主義と厳罰主義という、対立する 2 つの原理を 1 つの法律の中でどう共存させるかが、現代少年法の最大の課題となっているのである。

5 他国の少年法との比較

日本の少年法制の立ち位置を客観的に検討するため、代表的なアメリカとドイツの少年法を検討する。

(1) アメリカ

アメリカの少年法は刑事司法によって過酷な扱いを受けてきた少年を刑罰から解放して保護教育しようという考え方に基づいて発展した¹⁶。だが、少年犯罪の増加や凶悪化によって、少年裁判所自体の機能が非行少年に対する保護・教育を行うというものから社会の安全と被害者の保護に重点を移していく¹⁷。ここから、厳罰政策の過激度は増していく。アメリカの厳罰主義は、厳罰を加えて社会から隔離することが目的であるとも言える、少年裁判所が犯罪少年に対する管轄権を放棄し刑事裁判所に送致するという移送改革に表れ、その結果、成人刑務所でより犯罪性を深化させて釈放後に重大犯罪を行う者が続出した¹⁸。

¹⁴ 同上、72 頁参照。

¹⁵ 本庄武「少年法は厳罰主義を採用したと解すべきか」

〈C:\Users\re8in\Downloads\ronso1330400950.pdf〉(2026 年 1 月 6 日閲覧)453 頁。

¹⁶ 守山正、後藤弘子『ビギナーズ少年法第 3 版補訂第 2 版』(成文堂、2023 年) 297 頁参考。

¹⁷ 同上、305 頁参照。

¹⁸ 同上、307、308 頁参照。

この状況を回避するため、少年を成人に達するまで少年院に収容して社会復帰処遇を行ない、成人後に一般の刑務所に移送して残りの拘禁期間を過ごさせるといったような混合量刑という制度をとる州が多くなっているが、厳罰的な対応はいまだに変わっていないのが現状である¹⁹。

(2) ドイツ

ドイツの少年法制は、少年刑法と少年援助法から構成され、その指導理念として「教育思想」が掲げられており、この少年刑法は、少年の特性に応じた成人刑法の特別法として位置づけられている²⁰。少年の個別的なニーズに対応するために、刑罰以外の制裁である教育処分や懲戒処分の活用といった、成人と比較して法律上特別に有利に取り扱う規定が随所に設けられている²¹。しかし、ドイツにおいても教育のあり方をめぐる議論は続いており、実務において教育的ショックを与えるといった名目で未決勾留率が高まるなど、教育思想が少年にとって不利に機能している側面も指摘されている²²。さらに、近年では重大犯罪に対する厳罰化の要求も強く、可罰年齢の引き下げや少年刑上限の引き上げといった抑圧的な対応を求める立場と、少年の主体性や援助を強調する立場との間で、少年刑法の基本理念に関わる議論が現在進行形で積み重ねられている²³。

6 おわりに 少年法の今後の課題と自説

(1) 少年法の持つ課題

これまでの議論を踏まえ、現代の少年法が抱える課題を整理する。第1に年齢の不一致と制度の複雑化である。2021年の改正により、18・19歳は「特定少年」として少年法の対象に残りつつも、一部で成人並みの刑事責任を問われることになった。しかし、民法改正に同調して年齢を引き下げた一方で、飲酒や喫煙などは20歳まで禁止されているように、法令ごとの目的に応じた年齢基準の検討が不十分なままであると感じる。この中途半端な成人へと移行したことで少年法本来の教育理念との整合性が取れていないという状況になっているのではないか。第2に本人の努力ではどうしようもない環境要因による不利益が

¹⁹ 同上、309頁参照。

²⁰ 長井長信「ドイツ少年法における司法と福祉」

〈https://www.jstage.jst.go.jp/article/jcl/39/1/39_120/_pdf〉(2026年1月6日閲覧)120頁参照。

²¹ 長井長信「ドイツ少年法における司法と福祉」

〈https://www.jstage.jst.go.jp/article/jcl/39/1/39_120/_pdf〉(2026年1月6日閲覧)121頁参照。

²² 同上、121、122頁参照。

²³ 同上、124、125頁参照。

放置されている点である。虐待や貧困、教育の欠如といった、本人の努力では克服できない過酷な成育環境を抱えている非行少年にとって、生まれ育った環境の違いがその後の人生を決定し、凶悪な少年事件の結果から、さらに罰という形で固定化されてしまうことは社会的な不条理である。本来は結果だけを見るのではなく、その少年の育成環境や心理といった過程を見る視点を重要視しているため、少年法では社会調査をすることを定めているはずである。

(2) 自説

私は、少年法の厳罰化に対しては反対であり、これ以上の厳罰化は行うべきではないと考える。アメリカの例でも見たように、厳罰化を進めることがいいこととは言えない。法律の改正によって厳罰化を進めても再犯の根本的な解決にはならない。すでに改正化されたものに関しては、改正された以上すぐに元に戻すのは現実的ではない。しかし、改正の根拠は不十分であったと批判し、これ以上の拡大は阻止すべきである。ではどうすればいいのか。

まず課題1つ目の年齢の不一致と制度の複雑化について、「特定少年」という概念は残しつつ、成人に近いからという理由で厳しくするのではなく、社会に出る直前の最後の教育期間と定義し直すことを提案する。厳しく処罰するのではなく、より自立に特化した、密度の濃い矯正教育を施すというような違いを出すのである。特定少年専用の教育プログラムを作り、具体的には被害者の視点を取り入れた対話プログラムや自分がなぜ怒りや誘惑に負けたのかを客観的に分析し、その原因をコントロールする訓練、社会復帰に直結するであろう職業訓練とITリテラシーのプログラムなどを行るべきと考える。

課題2つ目の環境による不合理については修復的司法の導入を提案する。修復的司法とは被害者のニーズの満足、地域社会の保護、非行行為を行った少年のケアをはかるもので、社会的な要請である被害者が受けた被害の回復に焦点をあてると同時に、少年に謝罪・後悔の念の表明を奨励する²⁴。少年が抱える劣悪な環境を放置したままだ刑罰を与えて、少年は社会への恨みを深めるだけであり、被害者への真摯な謝罪には至らない。被害者と加害者ならびにその地域の代表者さらに被害者加害者の関係者などが参加をして、問題となっている犯罪や非行をどのように解決していくかを地域社会において考えるのである。具体的には単なる謝罪に留まらず、少年が抱える貧困や教育格差といった劣悪な環境から断ち切るために、地域の協力雇用主による就労支援や、自立援助ホーム等の居場所の確保を地域一体となって検討する。社会が少年の環境を修復することで、少年は初めて、自身の稼いだ賃金を賠償に充てるなど、被害者への償いをする責任を果たす準備ができるのではないかと考える。

²⁴ 守山正、後藤弘子『ビギナーズ少年法第3版補訂第2版』(成文堂、2023年) 309、310頁参照。

以上より、少年法の厳罰化が進む現代において、安い対象年齢の引き下げや刑期の延長ではないと考える。再犯を防止し、社会の安全を実現するためには、少年法本来の保護・教育主義にならって刑罰を与える分、教育を行うことで社会復帰を支援し、少年が抱える環境を修正し、その上で少年が自らの罪と向き合う場を保障することが必要である。少年をただ社会から隔離し罰を与えるだけでは、矛盾や対立を深めるばかりである。これからも教育と刑罰のバランスを考え続けることが求められると考える。